

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働告示第百十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 四―アミノ―一〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、二・〇_{mg}錠剤、二・〇_{mg}カプセル製剤及び注射剤であつて次に掲げる疾病に用いられるものを除く。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 乾癬性関節炎、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症</p> <p>ニ (略)</p> <p>二十六〇四十八 (略)</p> <p>四十九 エルラナタマブ (遺伝子組換え) 及びその製剤</p> <p>五十〇五十六 (略)</p> <p>五十七 カピバセルチブ及びその製剤</p> <p>五十八〇百三十 (略)</p> <p>百三十一 ゴルベツキシマブ (遺伝子組換え) 及びその製剤</p> <p>百三十二 (略)</p> <p>百三十三 ダウノルビシン塩酸塩・シタラピン配合剤</p> <p>百三十四〇二百五 (略)</p> <p>二百六 ベルモスジル、その塩類及びその製剤</p> <p>二百七〇二百五十六 (略)</p>	<p>一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 四―アミノ―一〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、二・〇_{mg}錠剤、二・〇_{mg}カプセル製剤及び注射剤であつて次に掲げる疾病に用いられるものを除く。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症</p> <p>ニ (略)</p> <p>二十六〇四十八 (略)</p> <p>四十九 (新設)</p> <p>五十〇五十五 (略)</p> <p>五十六〇百二十八 (略)</p> <p>百二十九 (新設)</p> <p>百二十九 (略)</p> <p>百三十 (新設)</p> <p>百三十一 (略)</p> <p>百三十一 (新設)</p> <p>二百二〇二百五十一 (略)</p>